

I. ガスプランの供給条件における重要事項

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめガス供給条件および料金表を承諾のうえ、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下、東京電力)指定の書式にてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、東京電力が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者(以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。の)託送供給約款(以下「託送約款等」といいます。)に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ・東京電力が法令にもとづき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から東京電力へ提供すること

2. 加入要件、契約の成立、契約期間

- (1) ガスプランは、東京電力が東京電力の定める方式により、月々の料金を継続して請求できるお客さまにご加入いただけます。
- (2) 需給契約は、お客さまからのお申込みを東京電力または東京電力の委託業者、代理店が承諾したときに成立いたします。
- (3) 契約期間は需給契約が成立した日から、お客さままたは東京電力が契約を解約する日までといたします。

(4) お申込みにともなう不利益事項

契約先を他社から東京電力へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- ・現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご加入されている会社の料金プランで再度加入できなくなるおそれがあります。
- ・現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご加入されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約に伴い当該特典が失効する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において、付帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該付帯サービス等が消滅する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引や値引きを受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. 料金表

とくとくガスプラン(中部エリア)

(税込)

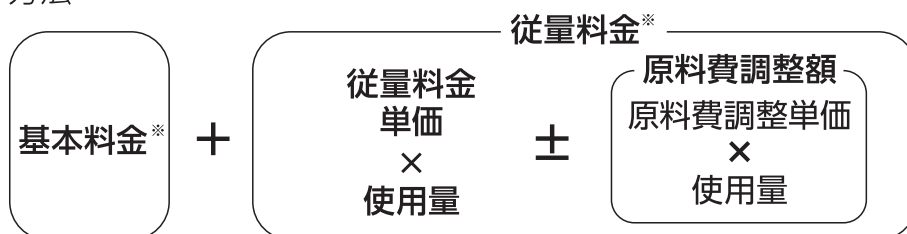
ガス料金表	1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)
A表	0m ³ から20m ³ まで	736円 23銭	204円 20銭
B表	20m ³ をこえ50m ³ まで	1,541円 21銭	163円 96銭
C表	50m ³ をこえ100m ³ まで	1,778円 33銭	159円 22銭
D表	100m ³ をこえ250m ³ まで	2,015円 44銭	156円 85銭
E表	250m ³ をこえ500m ³ まで	2,568円 70銭	154円 63銭
F表	500m ³ をこえる場合	6,895円 97銭	145円 98銭

4. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、東京電力よりWebサービスを通じてお知らせいたします。

(2) 料金の計算方法



※円未満切り捨て

料金は、使用量に応じて3に定めるA表からF表の各料金によって、基本料金に使用量に応じて計算する従量料金を加算いたします。

従量料金には、原料費調整額が含まれます。原料費調整額は、各月の原料費調整単価に使用量を乗じて算定いたします。なお、原料費調整額はマイナスとなる場合もあります。原料費調整単価は、次の算式により算定し、原料(LNG・LPG)の価格変動に応じて毎月自動的に変動いたします。

原料費調整単価=(平均原料価格※-基準原料価格)×基準単価/100×1.10

※平均原料価格=LNG平均価格(円/t)×LNG構成比率+LPG平均価格(円/t)×LPG構成比率

原料費調整諸元		単位	
基準原料価格		t	83,350円
換算係数	LNG構成比率	-	0.9576
	LPG構成比率	-	0.0466
基準単価		m ³	0.081円*

※変動額100円につき

毎月分の原料費調整単価は、東京電力のホームページ

(<https://www.tepco.co.jp/ep/gas-jiyuuka/topics/chubu.html>)でお知らせいたします。

- ・支払い期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、東京電力は支払期日の翌日から支払い日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始(もしくは解約)した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
- ・使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガス使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

(3) 料金の支払義務および支払期日

お客さまの料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値を東京電力が受領し、東京電力にて料金の請求が可能となった日に発生します。料金の支払い期日は、原則として、請求日の翌日から起算して30日目といたします。また、他の契約(電気のプランも含みます。)の料金と一括してお支払いいただく場合の支払期日は、その月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと東京電力との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。

(4) 料金の支払方法

料金は、口座振替、クレジットカード、その他東京電力の指定する方法のうち、お客さまにご指定いただいた方法でのお支払いとなります。ご利用いただける支払方法は、東京電力のホームページでご案内しております。ただし、新たに口座振替またはクレジットカードでお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは振込でのお支払いとなります。なお、従前の電気料金の支払方法によりお支払いいただく場合で、その支払方法が口座振替の場合、手続きが完了するまでは振込でのお支払いとなります。なお、従前の電気料金の支払方法によりお支払いいただく場合で、その支払方法が口座振替の場合、お客さまは、ガス料金を電気料金と一括して引落されることについて、電気料金等口座振替払申込書の提出に代えて、金融機関に対して承諾するものといたします。

(5) 各種手数料

ガス料金とあわせて、次の手数料を申し受けます。

- ・SMS選択払いまたは振込によりお支払いいただく場合、220円(税込み)/月の手数料を申し受けます。ただし、電気料金とガス料金を一括してお支払いいただく場合は、手数料は申し受けません。
- ・検針票(領収書含む。)の郵送を希望する場合、110円(税込み)/月の手数料を申し受けます。ただし、電気料金とガス料金を一括してお支払いいただく場合は、手数料は申し受けません。

5. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

東京電力は類別13Aのガスを供給いたしますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量：44メガジュール 標準熱量：45メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力：2.5キロパスカル 最低圧力：1.0キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A
最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35
最高ウォッペ指数：57.8 最低ウォッペ指数：52.7

6. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、東京電力または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものとしたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

7. 需給契約の解約

お客さまがガスの使用を終了される場合は、東京電力に申し出ていただいた3営業日以降の日を最短の閉栓日（最終使用日）といたします。

8. 東京電力からの申し出による需給契約の解約

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・ 他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・ 東京電力が定める[ガス需給約款]およびお客さまがご契約の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、その他[ガス需給約款]およびお客さまがご契約の供給条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、東京電力がその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ・ 東京電力が定める[ガス需給約款]およびお客さまがご契約の供給条件の内容に反した場合
- (3) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (4) お客さまが、あらかじめ定めたガスの使用を終了する期日を東京電力に通知されずに、その需要場所から移転される等、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、ガスを使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものとしたします。
- (5) (1)(2)(4)により、東京電力が需給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

9. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものとしたします。

10. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものとしたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、東京電力または当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断の解除のために、お客さまにマイコンメーターの復帰操作をさせていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、12(3)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、東京電力を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

11. 供給の制限等

- (1) 東京電力または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
 - ・ 託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等）
 - ・ 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
 - ・ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - ・ 法令の規定による場合
 - ・ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、東京電力または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

12. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものとしたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

13. 周知および調査業務

- (1) 東京電力は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 東京電力はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、東京電力は、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせします。
- (3) 東京電力は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

14. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - ・ お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

15. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、東京電力を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

16. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を東京電力に提供することについて、承諾するものといたします。

17. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

18. 工事費負担金等相当額の申受け等

東京電力は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

19. 信用情報の共有

東京電力は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

20. その他

- ・ 上記に記載のない事項の取扱い、東京電力が定める[ガス需給約款]およびお客さまがご契約の供給条件によります。
- ・ 東京電力は、[ガス需給約款]およびお客さまがご契約の供給条件の内容を変更することがあります。その場合、原則として、東京電力よりWebサービス等を通じてあらかじめお知らせいたします。
- ・ [ガス需給約款]およびお客さまがご契約の供給条件の内容は、東京電力のホームページで確認することができます。
- ・ 東京電力またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、東京電力よりWebサービス等を通じて、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更または更新とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。
- ・ 東京電力は、[ガス需給約款]およびお客さまがご契約の供給条件を終了することがあります。その場合、契約終了の6か月前までにあらかじめお知らせします。

21. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、契約の解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせがある場合は、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもとない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

II. ガスセット割の供給条件における重要事項

- ・ とくとかガスプラン（中部エリア）の適用を受け、かつ東京電力が指定する電気プラン（東京電力のホームページでお知らせします。）を同一の需要場所において締結し、電気料金とガス料金を一括してご請求できるお客さまに適用し、電気料金から毎月102円（税込）を割引いたします。ただし、ガスまたは電気の使用を開始（もしくは解約）した場合は、使用日数に応じて日割計算する場合があります。

各種お手続きお問い合わせ

◆ 電話によるお手続き・お問い合わせ

電話番号：0120-995-113（携帯電話、PHSもご利用いただけます。）
受付時間：月曜日～土曜日（日曜日・休祝日・年末年始を除く）9時～17時

◆ セット商品・お手続き等に関するお問い合わせ

※申込書記載の代理店連絡先にお問い合わせください。

◆ 東京電力のWebサービスによるお手続き・お問い合わせ

お引越しのお手続きやご契約の変更などのお申込みを承ります。

- お客さまの個人情報は、東京電力の事業における契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために、また、東京電力グループ各社もしくは提携会社の事業におけるこれらの業務のうち、東京電力が商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘等の業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。（個人情報の利用目的および利用対象事業の詳細については、東京電力のホームページでご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。）

販売事業者

本社所在地：〒100-8560
東京都千代田区千代田1番3号
会社名：東京電力エナジーパートナー株式会社
ガス小売事業者登録番号：A0002
代表者名：代表取締役社長 山岸 桃子（長崎 桃子）